

経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）－③

経営安定関連保証（セーフティネット保証）制度は、業況の悪化により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。市内の事業所が制度を利用するためには、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく、市長の認定が必要となります。

【平成31年4月改正の要点】

- ・業況の悪化している業種に属する事業を行い、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とした指定業種は、平成31年4月1日から令和元年6月30日までの期間については、153業種（細分類）となります。

※指定業種については、中小企業庁（平成31年度第1四半期分）をご覧ください。

【認定の要件について】

1 以上の指定業種に属する事業を営んでおり、以下の要件のいずれも満たす中小企業者

- ① 指定業種の最近3か月間の売上高等が前年同期比で減少
- ② 企業全体の最近3か月間の前年同期の売上高等に対する、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額等の割合が5%以上
- ③ 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少

<認定に必要な書類>

1. 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 **2枚**
 2. 売上高の減少率算出表 **2枚**
 3. 売上高の減少率算出表に記載した金額の根拠が客観的に確認できる資料の写し
(法人事業概況説明書、課税申告書又は確定申告書等の写し、月次試算表など)
【直近3月分の月別売上高については、試算表や別紙（任意様式）で売上高を分かるようにすること】
 4. 決算書の写し（決算から6ヶ月経過している場合は試算表も添付）
 5. 指定業種に該当していることが確認できる資料
(会社案内、HPのコピー、取扱っている製品・サービス等がわかる書類)
 6. 本人以外が申込みに来られる場合は本人からの委任状（任意様式）
- *上記書類以外に、必要と認める追加書類の提出をしていただくことがあります。

【お問い合わせ先】

那珂市 産業部 商工観光課 商工観光グループ
電話 029(298)1111 (内線244)

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③)

令和 年 月 日

那珂市長 殿

住所

申請者氏名(会社名)

印

電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり売上高の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等(建設業にあたっては、完成工事業)

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100$$

割合 _____ %

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 _____ 円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 _____ 円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 _____ 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

減少率 _____ %

C: Aの期間の全体の売上高等 _____ 円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 _____ 円

那商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

那珂市長 先崎 光 印

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和元年5月

売上高等の減少率算出表（イー③）

令和 年 月 日

那珂市長 様

住所
申請者 氏名（会社名）

印

電話番号

（表1：売上高が減少している指定業種）

売上高が減少している 指定業種（※1）	最近3か月の売上高（※2） （ 年 月～ 年 月）	最近3か月間の 前年同期の売上高（※2） （ 年 月～ 年 月）	減少額
業	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
業	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
業	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	【A】 円	【B】 円	円

※1：日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類業種名を記載して下さい。売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

（表2：企業全体の売上高）

	企業全体の最近3か月間の売上高 （ 年 月～ 年 月）	企業全体の最近3か月の前年同期の売上高 （ 年 月～ 年 月）
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	【C】 円	【D】 円

（1）前年の企業全体の売上高に対する、指定業種に属する事業の売上高の減少額等の割合

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

（2）企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 \text{円} - 【C】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

（注）認定申請にあたっては、表1に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③) (例)

令和 元 年 5 月 1 日

那珂市長 殿

住 所 那珂市福田1819番地2

申請者 氏 名(会社名) (株)那珂商事 印

代表取締役 那珂太郎

電話番号 029(298)1111

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり売上高の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

【細分類番号】【指定業種名①】	【細分類番号】【指定業種名②】	【細分類番号】【指定業種名③】

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等(建設業にあたっては、完成工事業)

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100$$

割合 13.33 %

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 2,100,000円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 2,700,000円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 4,500,000円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

減少率 33.33 %

C: Aの期間の全体の売上高等 3,000,000円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 4,500,000円

那商第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

那珂市長 先崎 光 印

(注) 本認定書の有効期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和元年5月

売上高等の減少率算出表（イ一③）

令和 元年 5月 1日

那珂市長 様

住所 那珂市福田1819番地2
 申請者氏名(会社名) (株)那珂商事 印
 代表取締役 那珂太郎
 電話番号 029-298-1111

(表1：売上高が減少している指定業種)

売上高が減少している指定業種(※1)	最近3か月の売上高(※2) (29年12月～30年2月)	最近3か月間の 前年同期の売上高(※2) (28年12月～29年2月)	減少額
【細分類番号】 【指定業種名①】	300,000円	400,000円	100,000円
	300,000円	400,000円	100,000円
	300,000円	400,000円	100,000円
【細分類番号】 【指定業種名②】	200,000円	300,000円	100,000円
	200,000円	300,000円	100,000円
	200,000円	300,000円	100,000円
【細分類番号】 【指定業種名③】	200,000円	200,000円	0円
	200,000円	200,000円	0円
	200,000円	200,000円	0円
合計	【A】 2,100,000円	【B】 2,700,000円	600,000円

※1：日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類業種名を記載して下さい。売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2：企業全体の売上高)

	企業全体の最近3か月間の売上高 (29年12月～30年2月)	企業全体の最近3か月の前年同期の売上高 (28年12月～29年2月)
12月	1,000,000円	1,500,000円
1月	1,000,000円	1,500,000円
2月	1,000,000円	1,500,000円
合計	【C】 3,000,000円	【D】 4,500,000円

(1) 前年の企業全体の売上高に対する、指定業種に属する事業の売上高の減少額の割合

$$\frac{【B】 2,700,000円 - 【A】 2,100,000円}{【D】 4,500,000円} \times 100 = 13.33\%$$

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 4,500,000円 - 【C】 3,000,000円}{【D】 4,500,000円} \times 100 = 33.33\%$$

(注) 認定申請にあたっては、表1に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。